

令和2年3月19日  
教育委員会事務局総務課  
内線 4521

## 臨時代理の承認について

(群馬県部設置条例及び群馬県地域機関設置条例の一部を改正する  
条例案に対する意見について)

### 1 趣 旨

群馬県部設置条例及び群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例案に係る県議会からの意見聴取に対して、教育長の臨時代理により「相当であると認める意見」を決定したため、その承認を求めたものである。

### 2 内 容

群馬県部設置条例及び群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例案について、2月14日定例教育委員会会議（臨時代理の承認）で、議案を作成した知事に対して「特に意見はない」と決定した。

2月17日、令和2年第1回定例県議会に知事から当該条例案が提出されたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項及び第55条第4項の規定に基づき、県議会は議決をする前に教育委員会に対して意見を聴かなければならないことになっている。

このため、教育長に対する権限委任等に関する規則第5条第2項の規定に基づき、県議会からの意見聴取に対する意見の決定について、緊急やむを得ない理由により教育長の臨時代理（2月18日付け）により「相当であると認める意見」を決定したため、その承認を求めたものである。

<参 考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるものの設置、管理及び廃止に関すること。

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。